

建築物省エネ法の改正を踏まえた新たな取組について

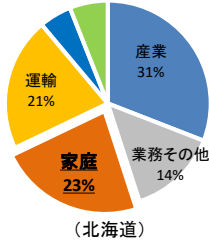
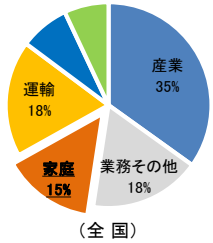
検討の背景

地球温暖化対策計画改訂

- 令和3年10月、国が地球温暖化対策計画を改訂し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた新たな温室効果ガス削減目標を示す。

北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)

- 令和3年3月、北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)を策定し、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を開始。
- 令和4年3月、計画(第3次)を改定し、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標(中期目標)を2013年度比で48%削減に見直し。
- 積雪寒冷な本道では、暖房用のエネルギー使用が多いため、家庭部門の温室効果ガス排出割合が全国に比べて高くなっている。



【部門別の温室効果ガス排出量構成比】
北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)改訂版より

- 産業
- 業務その他
- 家庭
- 運輸
- エネルギー転換
- 非エネルギー起源二酸化炭素

建築物省エネ法の改正

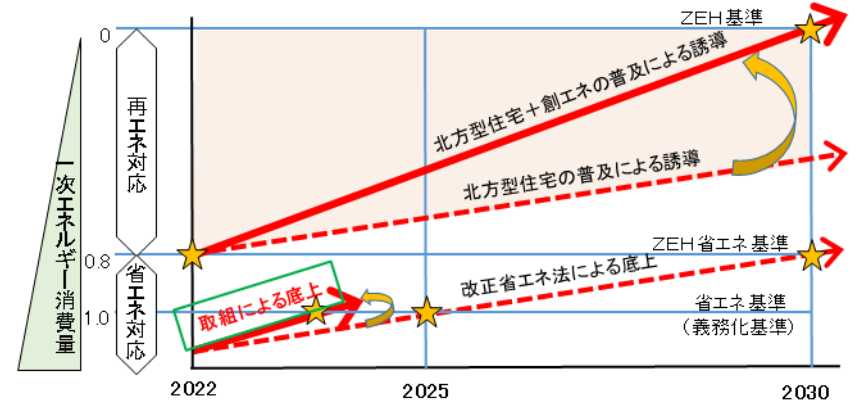
- 改正建築物省エネ法が本年6月17日に公布され、3年以内に全ての建築物に対して省エネ基準への適合義務化が求められる。
- また、誘導基準の一次エネルギー消費量基準がZEH水準に引き上げられるなど、省エネ対策が加速化。
- 現在の省エネ基準への適合率は、推計で住宅8割、非住宅9割程度であり、適合率向上と更なる省エネ化が課題となっている。

■省エネ性能の底上げ	改正前		改正後	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務
中規模	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務
小規模(300㎡未満)	(説明義務)	(説明義務)	適合義務	適合義務

■誘導基準の強化	改正前	改正後
	一次エネ消費量基準(住宅)	省エネ基準から▲10%

住宅のゼロカーボン化に向けた新たな取組

検討の方針



北方型住宅の新たな展開

- 北方型住宅2020をベースとし、再エネや道産木材活用などの脱炭素化に資する様々な対策を、CO₂排出量削減効果等に応じて評価する手法を導入。
- 各地域に適した「北方型住宅ゼロカーボンモデル」を展開する。

省エネ基準適合義務化に向けた取組

- 北海道建築基準法施行条例等の「住宅の防寒構造」の努力義務規定について、建築物省エネ法の基準を踏まえた見直しを行う。
- 小規模な住宅・非住宅について、改正建築物省エネ法施行までの間、省エネ基準適合状況の届出等を求めることで、適合状況の把握に努めるとともに、改正内容の周知等を行うことで建築士や建築主の意識改革を図ることを検討。

今後のスケジュール

